

公表第4号

地方自治法第199条第12項の規定により、久留米市長及び久留米市農業委員会会長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成30年3月28日

久留米市監査委員	中 島 年 隆
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	市 川 廣 一
久留米市監査委員	大 熊 博 文

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度： 平成24年度

部局名： 農業委員会事務局

		指摘事項等	措置状況等
意見	事務監査	<p>農業委員会における女性委員登用については、本市の男女平等政策での主要な取組である「あらゆる分野での男女共同参画の促進」の一環として、女性農業委員の登用の意義や必要性等、その促進に対する各農業委員の認識や理解の醸成の働きかけも含め、当委員会事務局として、より一層、積極的に取り組まれました。</p>	<p>農業委員が女性農業委員の必要性の認識を深めるために、女性農業委員シンポジウムへの積極的な参加、先進地視察、独自の研修会を開催するなどして、女性農業委員の登用に向けた取り組みも行ってきました。</p> <p>また、改選に向けて、JAくるめ女性部組織活性化プロジェクトチームと、農業委員会会長、事務局長、農政課長、さらには久留米市議会女性議員（5名）との意見交換会を行い、それぞれが女性農業委員登用へ向けて地元農家へ啓発活動を行うことを確認しました。</p>